

# 特別障害者手当認定基準表（重複して障害をお持ちの方）

## ◎重複障害についての認定基準

- ①「A表の1から7のうち2項目が該当している方」
- ②「A表の1から7のうち1項目該当していて、B表の1から11のうち2項目該当している方」
- 以上の①または②に該当する方

A表	
1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 一眼の視力が0.04で、他方の眼の視力が手動弁以下のもの 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ 両眼中心視野角度が28度以下のもの 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力がそれぞれ100dB以上
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの (※両上肢それぞれの肩、肘及び手の三大関節のうち二関節以上が全く用を失する程度の障害) 両上肢の全指が欠損している 両上肢の全指が用を失している
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの (※両下肢それぞれの股、膝及び足の三大関節のうち二関節以上が全く用を失する程度の障害) 両下肢の足関節以上が欠損している
5	体幹機能障害により座位保持が不可能 体幹機能障害により自力で立上り不可能
6	日常生活の自立ができない程度の障害又は病状 ・ 内部障害(心臓 脊髄 肝臓 血液 呼吸器) ・ 特定疾患等(常時安静 起床 安静度表2度以上) ※安静度表はC表参照
7	精神障害 ・ 精神の障害(D表の日常生活能力が10点以上) ・ 知的障害(最重度 知能指数20以下)

※4「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」と5「体幹機能障害」は同じ障害原因での重複認定は出来ません。

B表	
1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 一眼の視力が0.08で、他方の眼の視力が手動弁以下のもの 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ 両眼中心視野角度が56度以下のもの 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力がそれぞれ90dB以上
3	平衡機能の極めて著しい障害
4	そしゃく機能喪失
5	音声・言語機能喪失(耳性のものを含まず)
6	両上肢の親指と人差し指が用を失している 両上肢の親指と人差し指が欠損している
7	左右どちらかの上肢の機能に著しい障害を有するもの (※片上肢それぞれの肩、肘及び手の三大関節のうち二関節以上が全く用を失する程度の障害) 左右どちらかの上肢の全指が欠損している 左右どちらかの上肢の全指が用を失している
8	左右どちらかの下肢の機能に著しい障害を有するもの (※片下肢それぞれの股、膝及び足の三大関節のうち二関節以上が全く用を失する程度の障害) 左右どちらかの下肢の足関節以上が欠損している
9	体幹機能により野外歩行に補助具が必要な状態
10	日常生活に著しい制限を受ける障害又は病状 ・ 内部障害(心臓 脊髄 肝臓 血液 呼吸器) ・ その他の障害(日中の50%以上起床)
11	・ 精神の障害(D表の日常生活能力が8点以上) ・ 知的障害(重度 知能指数35以下)

※8「左右どちらかの下肢の機能に著しい障害を有するもの」と  
9「体幹機能障害」は同じ障害原因での重複認定は出来ません。

C表		
安静度表(安静度生活基準表)抜粋		
	安静度1(絶対安静)	安静度2(常時安静)
洗面	寝たままで拭いてもらう	
食事	寝たままで食べさせてもらう	横になるか、または物にもたれて食べる
排便	便器を使う	便所へ行く
面会・談話	いけない	安静時間外に連続15分以内
歩行・散歩	いけない	
清拭と入浴	清拭のみ医師の指示による	入浴はいけない、清拭は人にしてもらう
洗髪	いけない	人に拭いてもらう
外来受診	外来受診はいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ	
身の回りのこと	人手を借りる	枕元の整理のみ
禁止事項	日光浴 酒 煙草 体操 声楽 湯治等	

D表				
日常生活能力表				
	※評価	0点	1点	2点
1 食事		1人で可	介護要	できない
2 用便(月経)の始末		1人で可	介護要	できない
3 衣服の着脱		1人で可	介護要	できない
4 簡単な買い物		1人で可	介護要	できない
5 家族との会話		通じる	少し通じる	通じない
6 家族以外の者との会話		通じる	少し通じる	通じない
7 刃物、火の危険		わかる	少しわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る (交通事故)		守ることができる	不十分でもできる	できない

(令和4年4月 視力障害基準改定)

柏原市 障害福祉課